

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.24

法令名	旅館業法
根拠条項	第7条の2
処分の概要	施設の構造設備の基準適合命令
法令の定め	第7条の2 都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第3条第2項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 28 年 1 0 月 1 日作成)

No.25

法令名	旅館業法
根拠条項	第 8 条
処分の概要	営業許可の取消、営業の停止
法令の定め	<p>第 3 条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。第 9 条の 2 を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>二 第 8 条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して 3 年を経過していない者</p> <p>三 法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号の一に該当する者があるもの</p> <p>第 8 条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反した時、又は第 3 条第 2 項第 3 号に該当するに至ったときは、同条第 1 項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも同様とする。</p> <p>一 刑法第 174 条、第 175 条又は第 182 条の罪</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪（同法第 2 条第 4 項の接待飲食等営業に関するものに限る）</p> <p>三 売春防止法第 2 章に規定する罪</p> <p>四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪</p>
処分基準	<p>法令の定めによる</p> <p>・ 次のいずれかに該当する場合は、旅館業法第 8 条の規定により営業許可を取り消す</p>

	<p>1 違反事実の内容がきわめて悪質であり、かつ、営業者に是正についての意欲がないと認めるとき</p> <p>2 法第8条の規定による営業停止命令によっても、なお違反事実が是正される見込みがないと認めるとき</p> <p>・次のいずれかに該当する場合は、旅館業法第8条の規定により営業許可を取り消す場合を除き同法第8条の規定により営業の停止を命ずる。</p> <p>1 営業施設の維持管理その他の営業行為に係る違反事実により直ちに危害が発生すると認められるとき。</p> <p>2 改善指導により営業施設の維持管理その他の営業行為に係る違反事実が是正されないとき</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問 合 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm